

別紙標準様式（第 6 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回枚方市立小中学校教室等空調設備更新 DB0 事業者選定審査会
開 催 日 時	令和 6 年 7 月 8 日（月） 開始時刻 1 0 時 3 0 分 終了時刻 1 2 時 0 0 分
開 催 場 所	庁舎別館 4 階 第 3 第 4 委員会室
出 席 者	会長：都築和代委員、副会長：大橋巧委員 委員：奥田善朗委員、岸田陽子委員、松尾博司委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 会長及び副会長の選任 2. 諮問 3. 審査会の運営について 4. 審査項目等について 5. その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 枚方市立小中学校教室等空調設備更新 DB0 事業 要求水準書（案） 資料 2 枚方市立小中学校教室等空調設備更新 DB0 事業 落札者決定基準（案） 資料 3 枚方市立小中学校教室等空調設備更新 DB0 事業様式集（案）〈提案様式のみ〉 参考資料 1 諮問書（写） 参考資料 2 枚方市審議会等に関する規程（抜粋） 参考資料 3 枚方市情報公開条例（抜粋） 参考資料 4 枚方市立小中学校教室等空調設備更新 DB0 事業の概要について 参考資料 5 枚方市立小中学校教室等空調設備更新 DB0 事業 選定審査会スケジュール
決 定 事 項	要求水準書（案）、落札者決定基準（案）及び様式集（案）に基づ く審査項目等を答申した。
会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第 5 条第 3 号及び第 6 号に該当するため
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	事業者選定後に公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	総務部 契約検査課、都市整備部 施設計画課、施設整備課

審 議 内 容

開会

事務局：定刻になりましたので、ただ今より、第1回枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業者選定審査会を開催いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。会長と副会長の選任までの間、事務局で進行を務めさせていただきます、都市整備部施設計画課の坂井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。また、会議録作成にあたりまして録音をさせていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。初めに、本審査会の公開・非公開の決定については、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程により原則公開としており、非公開とするときは審査会がその決定をするものとされております。また同規定では、当該決定が行われるまでは公開としなければならないとなっておりますので、本日予定しております公開・非公開の決定をいただくまでは、公開となります。それでは、傍聴者の確認をさせていただきます。本日は会議を傍聴される方が現時点でおられませんので報告いたします。それでは、審査会の開催にあたりまして、都市整備部部長の中村から、開会のご挨拶をさせていただきます。

事務局：～挨拶（都市整備部部長 中村）～

事務局：次に、審査会の委員の皆様をご紹介します。お名前の五十音順でのご紹介とさせていただきます。摂南大学理工学部住環境デザイン学科教授の大橋巧委員です。

大橋委員：大橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：奥田公認会計士・税理士事務所の奥田善朗委員です。

奥田委員：奥田です。よろしくお願いいたします。

事務局：大谷・岸田法律事務所の岸田陽子委員です。

岸田委員：岸田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局：関西大学環境都市工学部建築学科教授の都築和代委員です。

都築委員：都築です。よろしくお願いいたします。

事務局：大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室設備課課長の松尾博司委員です。

松尾委員：松尾でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：以上、5名の委員の皆様になります。どうぞよろしくお願いいたします。また、本日は全委員ご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例に基づき、本審査会が成立していることをご報告いたします。続きまして、資料の確認をさせていただきます。お席には次第、ファイル綴じで資料1から3、ホッチキス留めで参考資料1から5をご用意しております。資料の過不足等ございませんでしょうか。資料の確認は以上となります。

1. 会長及び副会長の選任

事務局：次に審査会の会長及び副会長の選任をお願いしたいと思います。本審査会の設置根拠である、本市の条例におきまして、審査会には「会長及び副会長を置くこと」と定めており、選任につきましては、「委員の互選によるもの」とされていますが、ご推薦などはございますでしょうか。

委員：事務局にご提案があるようでしたら、一任してはいかがでしょうか。

委員一同：異議なし。

事務局：それでは事務局よりご提案させていただきます。本審査会では、本市が目指す、児童生徒に望ましい学習環境を長期間、安定的に提供いただける事業者を選定いただくにあたりまして、室内環境における温熱快適性を研究テーマにご研鑽の高い都築委員に会長をお願いしてはどうかと考えております。

委員一同：異議なし。

事務局：副会長は、他市においても学校空調設備の整備事業者選定審査を歴任されている大橋委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

委員一同：異議なし。

事務局：それでは、都築委員が会長に、大橋委員が副会長に選任されました。恐れ入りますが、お席の移動をお願いします。それでは、都築会長より、会長就任のご挨拶をお願いいたします。

会長　：～会長挨拶～

事務局：続きまして大橋副会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。

副会長：～副会長挨拶～

事務局：それでは、ここからの進行は、都築会長にお願いしたいと思います。

2. 諮問

会長：では、諮問について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、本市の中村より都築会長へ諮問をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、参考資料1の諮問書（写）をご覧ください。都築会長、中村部長、よろしくお願いいたします。

事務局：～諮問書の朗読（都市整備部部長 中村）～

事務局：記録用の撮影は、後日ホームページにて審査会の開催状況の際に、掲載させていただく予定です。ご理解ほどよろしくお願いいたします。

3. 審査会の運営について

会長：次に、審査会の運営についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：審査会の運営についてご説明いたします。本審査会の運営に際しまして、2点の事項を決定していただきます。1点目は会議の公開・非公開の決定、2点目は会議録の作成や公開時期の決定です。1点目の主旨につきましては、会議の冒頭にご説明させていただいておりますが、参考資料2をご覧ください。1点目の会議の公開・非公開については、本市では、会議を原則として公開することとしておりますが、(1)から(3)のいずれかに該当する場合は公開しないことができると定めています。このうち(2)に「市情報公開条例第5条の規程による非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議」という記録がされていますのでご説明いたします。参考資料3をご覧ください。非公開情報にあたるものを抜粋しております。本日の審査会では、落札者決定基準（案）をご審議いただくため、「(6)の特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められること」に該当すると考えております。加えて、事業者からの提案いただく民間ノウハウ等に関する情報は、「(3)の法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当すると考えております。参考資料2にお戻りください。会議の公開・非公開の決定については、当該審議会がその決定をするものとしており、非公開とする場合は、その理由を明らかにしなければならないとあります。よって、事務局の案としましては、本審査会は先の理由から、すべて非公開とすることが望ましいと考えております。続きまして、2点目の会議録の作成、公表及び公表時期についてご説明いたします。参考資料2の2ページをご覧ください。会議録の作成については、審議の経過が分かるように発言内容を明確にして記録することになっています。なお、会議録は公表となりますが、「第3条第1項各号のいずれかに該当した場合の会議の会議録は、非公表とすることができる」と定めがあります。本市の運用基準として、「非公開の会議においては、会議の終了後に非公開

情報の有無を精査した上で会議録の公表方法、部分公表などについて判断すること」とあります。例えば、本日の審査会の内容であれば、諮問などのやり取りは、公表は可能と考えております。以上のことから、事務局としましては、会議録は発言者を会長、副会長および委員の区分として作成させていただき、事業者選定後に非公開情報の有無を精査した上で、ご確認いただいたものを公表することが望ましいと考えています。審査会の運営の説明は以上です。

会長：審査会の運営のうち、1点目の会議の公開・非公開について、本審査会はすべて非公開とすることについて、ご意見・ご質問等がありますか。

委員一同：特になし。

会長：それでは、本審議会は非公開と決定します。次に、2点目の会議録の作成、公表及び公表の時期については、会長、副会長及び委員の区分で作成し、事業者選定後に非公開情報の有無を精査した上で公表することについて、ご意見・ご質問等がありますか。

委員一同：特になし。

会長：それでは、会議録は、会長、副会長及び委員の区分で作成し、事業者選定後に非公開情報の有無を精査した上で公表することに決定いたします。

4. 審査項目等について

会長：続きまして、審査項目等について、を議題とします。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：～要求水準書(案)の説明～

会長：ご意見・ご質問等がありますでしょうか。

副会長：32 ページに条件表がありますがけれども、上のほうで、室内の夏期と冬期の一番右の「x」という絶対湿度だと思うのですが、これの単位が「kJ/kg(DA)」となっています。「g/kg(DA)」ですね。屋外はそうになっていますけれども、室内の方が違っています。これに関連して、念のための確認ですが、今回冬期が室内 18℃、45%になっていますけれども、今回加湿は入れなくて、あくまで45%の条件で負荷計算しなさいよという意味合いですか。

事務局：そうです。加湿器の設置は求めていますので、計算上の条件になります。

副会長：計算上の条件であって、実際には加湿器は入れなくて良いと言いますか、無しでOKということ

ですね。例えば、別途、後々加湿器を置くとなった場合でも、それを満たすような負荷計算をしておきなさいよという、そんな意味合いということでしょうか。要は加湿をしなければ、暖房能力的には多分 45%を満たすよりもダウンサイズ的能力で良いと思うのですが、将来加湿器を置く場合でも、45%を達成できるように負荷計算上は考慮しなさいという、そんなニュアンスでしょうか。

事務局：そのとおりです。条件としてお示ししています。

副会長：あくまで負荷計算の条件上ということですね。

事務局：はい。

会長：ほかにはいかがでしょうか。

委員一同：特になし。

会長：では、続きまして、資料2「落札者決定基準(案)」と資料3「様式集(案)」について、ご説明をお願いいたします。

事務局：～落札者決定基準(案)及び様式集(案)の説明～

会長：落札者決定基準(案)及び様式集(案)について、ご意見・ご質問等がありますでしょうか。

委員：評価をするときに、S、A、B、Cと4段階評価するということになっていますが、これは各委員がそれぞれ点数をつけて、最終的に合計を出す、または平均を出す、あるいは委員間でこの部分については何点になると相談をして決めるのか、その辺りの記載はあるのでしょうか。

事務局：落札者決定基準(案)そのものに記載は無いのですが、事務局で想定をしておりますのは、委員の皆様事前に仮評価をしていただきまして、その内容を次回の審査会のときに同じ画面で見えていただきながら、その審査会にて合議で採点いただくということを想定しております。

委員：合議という形ですね。了解いたしました。

副会長：関連して、価格点の方は、我々審査委員は何点かというのは把握をしていない状態で技術点を評価して、最後に技術点が決まってから開示されるというイメージでよろしいでしょうか。

事務局：はい、そのとおりです。

会長　：ほかにはいかがでしょうか。

委員：事務局案では合議で行うということですが、具体的にはどのような流れになりますか。

事務局：上から順番に、項目ごとにこれはSですね、これはAですねと決めていく流れと考えています。
それでよろしいでしょうか。

委員：そのやり方は多分体育館のときと同じやり方だと思うのですが、1者だとそれで良いと思うのですが、2者以上だと結構時間が掛かるのではないかなと思うのですが、それは良いのでしょうか。

委員：1者の評価を行えば、ある程度審査の傾向が分かるので、それを見ながら、絶対的評価ですが、我々で話し合っていくという形になるのかなと思っています。

会長　：皆で採点をしていくということですね。それから合議で決定をしていくということです。それはそういうやり方かどうかを明示しないということですね。

委員：審査会の中の決めごとということです。

会長　：要求水準書(案)と落札者決定基準(案)及び様式集(案)について、ほかにはよろしいでしょうか。

委員：前回の体育館のとき、1回目不調に終わって、その後やり直しをして、またそれでも確か価格が少しオーバーしていたということがあったと思うのですが、今回はそれに対応と言いますか、対策はされたのでしょうか。

事務局：物価上昇等が体育館のときもございまして、その辺りについては、今回は対応しております。

委員：分かりました。

会長　：それでは、要求水準書(案)と落札者決定基準(案)及び様式集(案)については、原案のとおり決定で、先ほど単位のところで軽微な修正があったと思いますけれども、それを含めて決定とさせていただきますと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

会長　：では本日諮問いただきました要求水準書(案)、落札者決定基準(案)及び様式集(案)について、当審査会を代表して答申させていただきます。

会長：～答申書の朗読～

事務局：ただ今、都築会長から答申をいただきました。今回慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございます。今後、入札公告等々諸手続きを進めまして、改めてこちらの方で事業者の提案の審査をお願いするという形になりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

5. その他

会長：それでは最後になりますが、連絡事項として、事務局から何かありますか。

事務局：本日の会議録につきましては、事務局で案を作成した上で、各委員にご確認いただきます。最後に、今後のスケジュールにつきましては、8月2日に入札公告を行いまして、応募者からの提案を11月下旬に受け付け、令和7年1月6日から10日頃に次回の審査会においてご審議いただきたいと思いますと考えております。なお、応募者が多い場合は、予備日を設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長：それでは、第1回審査会を終了します。

以 上